

去る5月21日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

初めに、報告事項の1「防災本の見直しについて」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

今回の見直しは、平成27年の水防法の改正に基づき、令和2年5月に埼玉県が想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表したことを受け、行なったものであるとのこと。

まず、風水害編においては、氾濫時に本市に影響のある河川として、中川及び菖蒲川・笹目川の3河川にかかわる洪水ハザードマップを新たに示したほか、風水害に対する事前の準備や行動をあらかじめ時系列で整理することができるマイ・タイムラインの追加等を行なったとのこと。

また、地震編においては、在宅避難への備えとして、自宅の防災対策にかかわる内容を充実させたほか、今後30年以内に本市に大きな被害を及ぼすことが予想されるマグニチュード7クラスの地震とその被害想定を掲載したとのこと。

さらに、防災編においては、従来は震災時と風水害時に区別していた避難所を指定避難所として一本化したほか、指定緊急避難場所については新たな洪水浸水想定をもとに、各施設の階高や浸水深を調査し、災害の種別ごとに指定したとのことでありました。

以上のような説明に対して、避難所における感染症対策について問われ、これに対して、避難所の過密を防ぐため、分散避難、在宅避難の更なる周知を図ることや、避難所内でこれまで避難スペースとして使用していなかった場所への利用範囲の拡大を検討するなどの取り組みを行なっているとのことでありました。

このほか、新たに指定緊急避難場所に指定された施設での物資の備蓄などの課題について等、質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

最後に、報告事項の2「川口市道路網計画の策定について」報告を求めましたところ、書面により次のような説明を徴しました。

本計画は、未整備となっている都市計画道路の検証を含め、適切かつ効率的・効果的に機能する道路網の形成を図ることを目的として、令和3年3月に策定したものであるとのこと。

都市計画道路の課題として、都市計画決定から長期間が経過しているものの整備が進んでいない道路が存在していることが挙げられ、現状における計画内容の有効性や整備の必要性など、効率的な整備に向けた検証を行う必要があったとのこと。

道路網の検討方法については、広域的な移動を支えるという観点から、国道、県道、都市計画道路のほか、これらを補完する市道を対象とし、道路の需要からみた評価、道路の役割・機能からみた評価、実現性からみた評価の3つの観点から評価を行なったとのこと。

評価の結果、都市計画の廃止を行う廃止候補が14路線、都市計画内容の縮小等を行う見直し候補が8路線となり、延長約20キロメートルの未整備都市計画道路の縮減につながる見込みであるとのこと。

今後は、本計画に基づき地権者や関係する地元の住民と合意形成を図り、都市計画の変更手続きを行なった後、効率的な事業実施を進めていく予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、都市計画道路の見直しにおける対象路線の選定基準について問われ、これに対して、埼玉県が策定した「長期未整備都市計画道路の見直しガイドライン」を踏まえ、都市計画決定後の未着手期間等を勘案して路線を選定しているとのことでありました。

このほか、パブリックコメントにおける主な意見の内容について等、質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了した次第であります。

以上で報告を終わります。